

広島県がん対策推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 広島県がん対策推進条例（平成27年広島県条例第2号。以下「条例」という。）第22条の規定により設置する広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）について、条例第23条第5項の規定により、組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

(委員長)

第3条 委員会に委員長1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、専門的に調査・協議する組織等の意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、広島県健康福祉局健康づくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

広島県がん対策推進条例(抜粋)

(がん対策推進計画)

第 21 条 県は、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）第 11 条第 1 項に規定する都道府県がん対策推進計画（以下「がん対策推進計画」という。）を策定し、又は変更するときは、この条例の趣旨を尊重するとともに、あらかじめ、次条に規定する広島県がん対策推進委員会の意見を聴くものとする。

2 県は、がん対策推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第 3 章 広島県がん対策推進委員会

(広島県がん対策推進委員会)

第 22 条 がん対策に関し、次に掲げる事項について調査審議するため、知事の附属機関として、広島県がん対策推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) がん対策推進計画の策定又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

(委員会の組織及び運営)

第 23 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、がん患者等、患者団体その他の関係団体を代表する者、保健医療福祉関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。